

酒田コミュニケーションポート（仮称）整備検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 酒田駅周辺整備事業に伴い整備する公共施設（酒田コミュニケーションポート（仮称））（以下「新公共施設」という。）に係る基本計画及び実施計画を策定するにあたり、各分野の市民等からの意見を聴き、検討を行うため、酒田コミュニケーションポート（仮称）整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 新公共施設の基本計画に関する事項
- (2) 新公共施設の実施計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、委員11人以内で組織し、副市長、学識経験者、学校教育・社会教育関係者、まちづくり活動関係者等の中から、市長が任命又は委嘱する。

2 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

3 委員長は副市長をもって充てるものとし、副委員長は委員長が指名する。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事項について、その目的が達成した日までとする。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

（意見の聴取）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、企画振興部都市デザイン課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年5月17日から施行する。